

防火区画等による水平避難や籠城区画の検討について

令和6年9月3日

神戸市消防局予防部査察課

参考資料

●参考としたマニュアル等

- ・ **社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル（平成元年3月31日消防予第36号）**
社会福祉施設及び病院における防火管理のうち、特に夜間に火災が発生した場合に、入所者又は入院患者の安全確保を図れるようにするために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的として作成。
- ・ **小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル（平成21年10月27日全消発第338号）**
総務省消防庁より、「群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策」について、再発防止の基本的な考え方が示された中で、消防機関における適切な指導、教育を行う必要性から全国消防長会予防委員会及び同小委員会において審議、検討され、取りまとめられた。
- ・ **自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル（平成30年3月30日消防予第258号）**
平成25年に発生した福岡市有床診療所火災を受け開催された「有床診療所・病院火災対策検討部会」により、自力避難困難な者が利用する施設の関係者が、一時待避場所を活用した水平避難による訓練を行う際の方法等がとりまとめられた。
- ・ **病院等における実践的防災訓練ガイドライン（令和元年11月 一般社団法人日本病院会 災害医療対策委員会）**
より実践的な火災対応を前提とした防火・防災訓練を推進するため、全国消防長会の推薦を得て作成した「病院等における実践的防災訓練ガイドライン」を、火災時対応行動事例等を調査・分析し、既存のガイドラインを実践的対応行動推進の観点から補遺・改訂したもの。
- ・ **高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策（東京消防庁指導基準）**
平成25年4月に、第20期火災予防審議会から「高齢社会の到来を踏まえた高層建築物等における防火安全対策のあり方」について答申がなされ、これを踏まえ、「高層建築物における歩行困難者等に係る避難安全対策」を策定したもの。

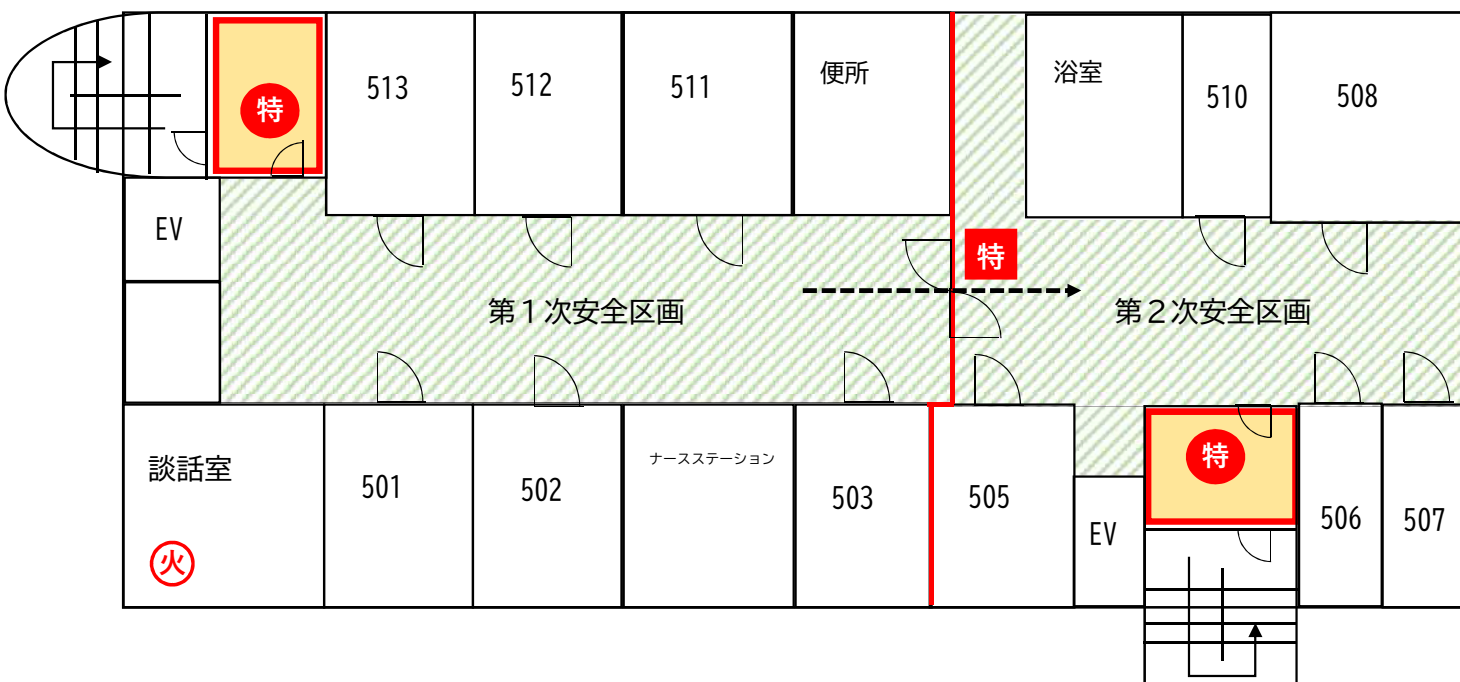


一時避難場所を設置した水平避難

一時避難場所を設置した水平避難

- 各階に直通階段と接続する一時避難場所を設置
- 避難者の避難安全性の担保及び火煙の影響が一時避難場所に及ぶことを阻止するため、出火室と一時避難場所の間に安全区画を設定
- 火災発生時、非出火区画内に設置された一時避難場所に安全区画を経由して水平避難

※スプリンクラー設備が技術上の基準に基づき設置されているものとする



【凡例】

— 耐火構造の壁

▨ 排煙設備

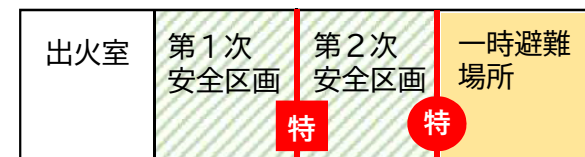
■ 一時避難場所

● 特 特定防火設備(常時閉鎖式)

■ 特 特定防火設備(感知器連動)

・一時避難エリアの必要面積
各階の自力避難困難者数と占有面積の積で求める。なお、自力避難困難者一人当たりの占有面積は0.4㎡とするが、実態に即した面積とすることが望ましい。

【概念図】

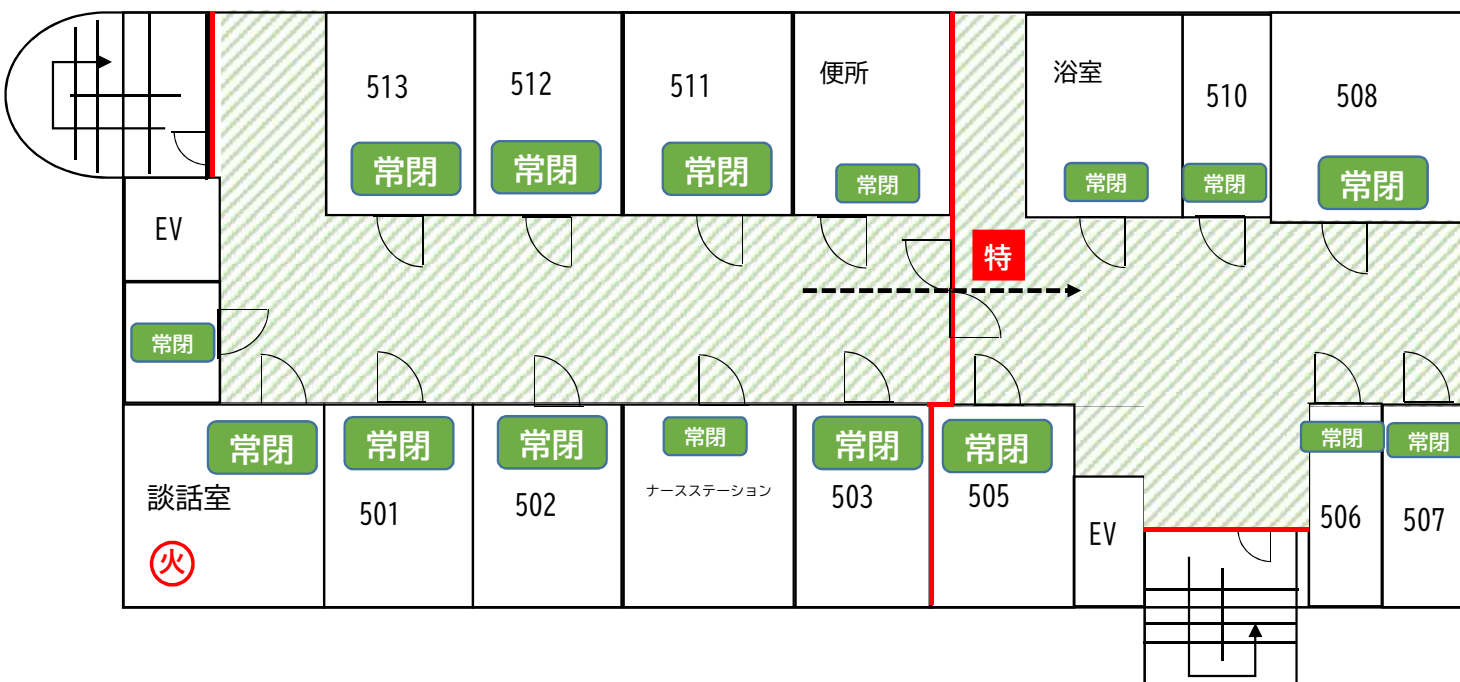


平面を大きく複数に防火区画した水平避難

平面を大きく複数に防火区画した水平避難

- ・各階を大きく複数に防火区画
- ・火災発生時、非出火区画に水平避難
- ・各居室と廊下につながる開口部は常時閉鎖又は感知器連動の扉とし、廊下部分が安全区画を安全区画として設定
- ・第2次安全区画で待機を想定

※スプリンクラー設備が技術上の基準に基づき設置されているものとする



【凡例】

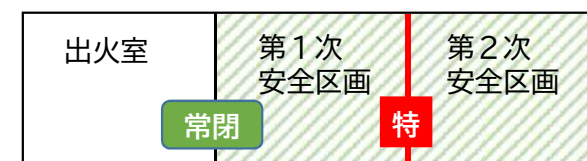
— 耐火構造の壁

▨ 排煙設備

特 特定防火設備(感知器連動)

常閉 遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は煙が発生した場合に閉鎖するもの

【概念図】

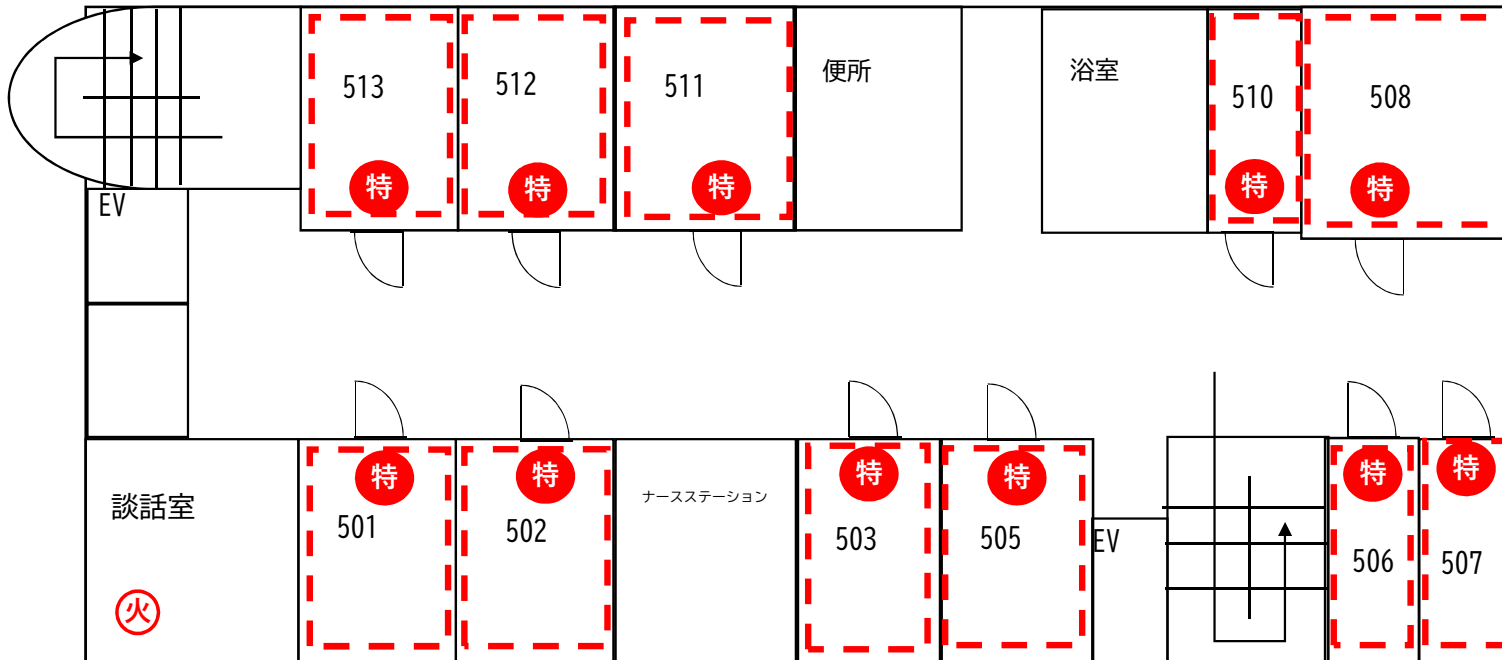


籠城区画

籠城区画

- ・火災発生時、延焼の恐れが少ない居室内等で待機するための区画
- ・各居室（就寝の用に供するものに限る。）を延焼するおそれが少ない構造で区画することにより、各居室で待機

※スプリンクラー設備が技術上の基準に基づき設置されているものとする



【凡例】

----- 籠城区画

● 特定防火設備

区画の方法

壁・床の構造	防火設備の種別
耐火構造	特定防火設備※

※遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は煙が発生した場合に閉鎖するもの